

●規程改正の概要

要 旨	「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」の一部改正について
内 容	北病院におけるインフルエンザ予防接種料について、次のとおり名称等の変更の改正を行う(第2条第3項関係:北病院別表1-③)。 改正内容 ① (新) インフルエンザ<u>等</u>予防接種料 (旧) インフルエンザ予防接種料 ② (新) 問診料(<u>再診料</u>)+注射料+ワクチン代+消費税 (旧) 問診料(<u>初診料</u>)+注射料+ワクチン代+消費税
施行期日	令和7年10月1日から施行する。

北病院の予防接種に係る名称等の変更について

1 概要

北病院における予防接種について、次のとおり規定の整備を行うこととし、「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」の別表 1－③（北病院）を改正する。

2 改正内容

名称等の変更

（１）現状の名称 インフルエンザ予防接種料

改正後の名称 インフルエンザ等予防接種料

（２）現状の料金積算 問診料（初診料）＋注射料＋ワクチン代＋消費税

改正後の料金積算 問診料（再診料）＋注射料＋ワクチン代＋消費税

3 改正理由

- （１） 予防接種ワクチンの種類はインフルエンザだけでなく、新型コロナウイルス感染症のものもあるため。
- （２） 接種患者は全員が北病院に通院している患者であり、初診患者はいないため、積算根拠に「再診料」を使用することが適当である。

「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」別表 1－③北病院（第 2 条関係）新旧対照表

新				旧			
【交通費（消費税込）】				【交通費（消費税込）】			
(略)				(略)			
【その他の使用料】				【その他の使用料】			
品名	単位	現行	備考	品名	単位	現行	備考
(略)				(略)			
インフルエンザ等予防接種料	回		問診料(再診料)+注射料+ワクチン代+消費税	インフルエンザ__予防接種料	回		問診料(初診料)+注射料+ワクチン代+消費税
面談料	回	5,500		面談料	回	5,500	
予約料	回	5,500		予約料	回	5,500	
その他物品			購入価格とする。	その他物品			購入価格とする。